

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社福田組			コード	1899		
提出日	2023/3/13		異動（予定）日	2023/3/28			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	永塚 重松	社外取締役	○								△						新任	有
2	上原 小百合	社外取締役	○													○	新任	有
3	中田 義直	社外取締役	○								△							有
4	若槻 良宏	社外取締役	○								○						新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	永塚重松氏が2020年6月まで在籍していた株式会社第四北越銀行と当社は、資金借入及び預金の取引関係がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	金融機関での経営者としての経験から豊富な知識・経験・能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
2		企業経営者としての経験から豊富な知識・経験・能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
3	中田義直税理事務所の税理士であり、当社の社外取締役就任前の2017年3月までは、当社の顧問税理士としての取引関係がございましたが、社外取締役就任後は、取引関係はございません。	2017年より社外取締役を務めております。国税庁出身の税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。選任後は税理士としての専門的な知識を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
4	若槻良宏氏は、当社からの社外取締役としての役員報酬の他に、代表を務める弁護士法人が顧問報酬を受け取っておりますが、僅少な額であります。	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。選任後は弁護士としての専門的な知識を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。